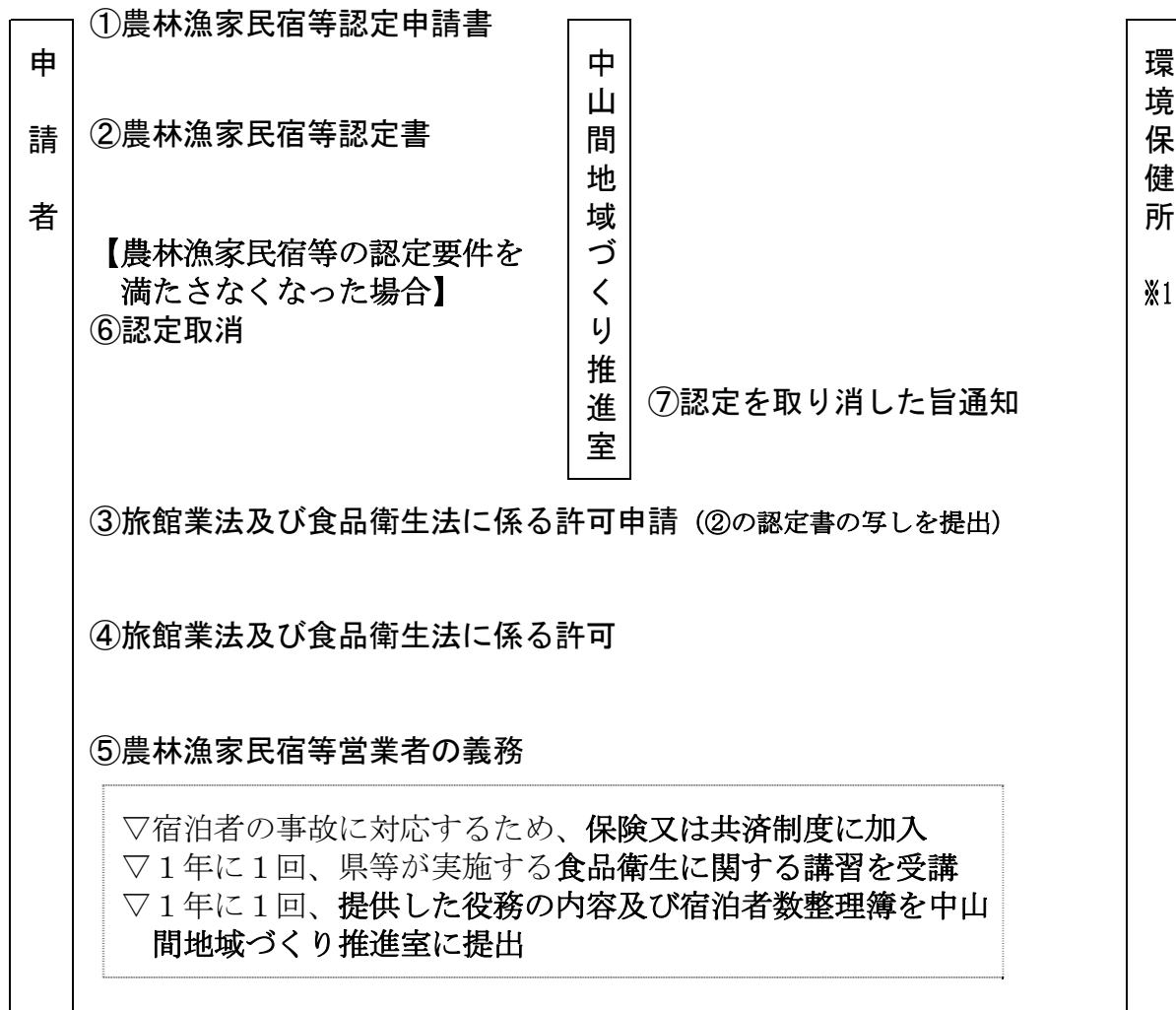


## 山口型小規模農林漁家民宿に係る手続き

### 山口型小規模農林漁家民宿

人を宿泊させ、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）」第2条で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する施設であって、農林漁業者又は農林漁業者が組織するグループが営業を行う定員5人以下の民宿をいう。

※下図において「農林漁家民宿等」という。



### 効 果

#### 【旅館業法関係】

- ・便所の便器数は大・小便器各1個（兼用便器1個）で可である。

#### 【食品衛生法関係】

- ・調理場の内壁及び床は不浸透性・耐水性でなくても可である。
- ・洗浄設備については多槽式でなくても可である。

※1 旅館業法：所在地が下関市又は萩市の区域内にあってはそれぞれの長  
食品衛生法：所在地が下関市の区域内にあっては下関市長